

八潮市ごみカレンダー広告掲載取扱要綱に係る運用基準

(平成28年7月13日市長決裁)

この基準は、八潮市ごみカレンダー広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである。

1 広告掲載位置等

要綱第2条第2項に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 広告掲載位置は、市のごみカレンダーで指定する枠とする。
- (2) 広告を募集する枠の数は、6枠以内とする。

2 広告掲載の範囲について

要綱第4条第10号に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (2) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明のもの
- (3) 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (4) 「不動産の表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会認定）の表示に関する規定に反しているもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (7) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (8) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (9) たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- (10) 酒に関するものや飲酒を奨励する内容のもの
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関するもの
- (12) 寄付金の募集に関するもの
- (13) いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現

しているもの

- (14) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの
- (15) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- (16) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (17) 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導又は行政処分を受け、その後も改善がなされていない者のもの
- (18) あたかも八潮市が推奨しているかのような表現を含むもの又は八潮市ごみカレンダーの一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (19) 八潮市の推進している施策に反するもの
- (20) その他、当該申込者に係る情報を考慮し、掲載が適当でないと要綱第9条に規定する八潮市ごみカレンダー広告審査委員会が判断するもの

附 則

この基準は、平成28年8月1日から施行する。